



中間のまとめに関するパブリックコメント募集

募集期間

令和2年12月15日(火)から
令和3年1月4日(月)まで(必着)

提出方法

氏名・住所・電話番号を明記のうえ、
Eメール、FAX、郵送、直接持参の
いずれかの方法でご提出ください。

閲覧

概要版配布 ▶ 男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター、
各図書館、コミュニティセンター
全文閲覧 ▶ 男女平等推進センター、市政資料コーナー、各図書館、
市ホームページに掲載



概要版や全文は、
QRコードからも
ご覧いただけます。

提出先

武蔵野市立男女平等推進センター
〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階
開館時間 9時～22時(木曜・1/29～1/3を除く。)
電話 0422-37-3410 FAX 0422-38-6239
Eメール danjo@city.musashino.lg.jp

あなたの声、
お聞かせください



市民説明会

昼間

令和2年12月19日(土) 14～16時
市民会議室ゼロワンホール
(武蔵野商工会館4階)

夜間

令和2年12月21日(月) 18～20時
男女平等推進センター会議室
(市民会館1階)

ご参加の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒、検温にご協力をお願いします。



武蔵野市男女平等推進審議会審議経過と今後の予定

回数	開催日	内容
第1回	令和2年6月5日(金)	・パートナーシップ制度に関する講話 ・武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会検討報告等
第2回	令和2年7月9日(木)	・パートナーシップ制度の果たす役割について ・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
第3回	令和2年8月6日(木)	・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
第4回	令和2年9月4日(金)	・パートナーシップ制度導入検討論点整理について
第5回	令和2年10月5日(月)	・中間のまとめ(たたき台)について
第6回	令和2年11月6日(金)	・中間のまとめ(案)について
第7回	令和2年12月上旬予定	・中間のまとめについて
第8回	令和3年1月上旬予定	・行政報告結果の反映について
第9回	令和3年2月上旬予定	・パブリックコメント、市民説明会、職員アンケートの結果の反映について
第10回	令和3年2月下旬予定	・報告書最終案について
	令和3年3月予定	・市長への答申

武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書

中間のまとめ

<概要版>

はじめに

本市では、第四次男女平等推進計画の目指すべき将来像「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を掲げています。この度、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築することを目指し、武蔵野市男女平等推進審議会において、「パートナーシップ制度導入に関することについて」諮問を受け、検討を進めてまいりました。審議状況を「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書 中間のまとめ」としてまとめましたので、報告します。

1 パートナーシップ制度の目的と根拠規定

これまでの取り組みを踏まえ、パートナーシップ制度の導入について検討を進めてまいりました。審議のなかで、パートナーシップ制度の導入が必要であるとのことから、制度の目的などについて方針案を示しています。

1-1 制度の目的

パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、安心して暮らし続けられることを目的とする。

1-2 根拠規定を何に置くか

制度の根拠規定は、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。

2 制度のあり方

2-1 制度の種類

パートナーシップの宣誓があったときは、宣誓書受理証を交付する。加えて、公正証書等の提出を受けた場合においては、公正証書等受理証を交付する。

2-2 制度の対象者

性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする。

2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項

◇パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努める。

◇アウトティング※を禁止する。

※本人の了解を得ずに、他の人に公にしている性的指向や性自認等を暴露する行動のこと。

3 申請要件

3-1 居住地

2人が市内に住所を有する、又は転入の予定(3か月以内)であること。

3-2 その他の申請要件

◇年齢は成人(満20歳以上)に達していること。(民法改正により、令和4(2022)年4月1日以降は「満18歳以上」となる。)

◇現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。

◇近親者でないこと。

4 証明書等の交付に関すること

4-1 提出書類

パートナーシップ宣誓書	
パートナーシップ制度届出にあたっての確認書	
本人確認ができる書類	
独身を証明する書類	戸籍謄本または戸籍抄本(発行から3か月以内) 独身証明書(発行から6か月以内)
住民票(写し含む、発行から3か月以内)または住民基本台帳カード	
公正証書等写し(希望者のみ)	

◇戸籍上の氏名だけでなく、通称名も使用可とする。

◇通称名を使用した場合においては、受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

4-2 通称使用の可否

4-3 手数料

◇宣誓に伴う手続き及び受理証(A4版)の交付は無料とする。

◇携帯用の受理証の交付を希望する場合や、宣誓書受理証の交付に加え、公正証書等受理証を交付する場合は、発行手数料を徴収する。

4-4 名称・発行形式

◇名称は、「武蔵野市パートナーシップ制度(仮称)」を候補とする。

◇受理証はA4サイズと携帯できるサイズを発行する。

4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法

◇事前予約のうえ、男女平等推進センターに届け出るものとする。

◇2人で届け出ることを基本とし、必要書類を添付したうえで、市長に対し宣誓を行う。

4-6 紛失・届出事項変更時の届出

◇紛失時には再交付申請書等、関係必要書類の提出を求める。

◇届出事項に変更が生じた場合は、届出事項変更届等、関係必要書類の提出を求める。

5 有効性に関すること

5-1 宣誓書等の保存期間

30年保存とする。

5-2 パートナー解消時の取扱い

パートナー解消時に届け出る仕組みとする。なお、1人で届け出ることも可能とし、原則として、届け出の事実のあったことを双方に通知する。

5-3 転出時の取扱い

転出時に届け出る仕組みとする。なお、1人で届け出ることも可能とし、原則として、届け出の事実のあったことを双方に通知する。

5-4 パートナー死亡時の取扱い

死亡時に届け出る仕組みとする。

5-5 取消の取扱い

虚偽その他不正な方法により、受理証の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受理証を不正に使用した場合は、取り消すことのできる仕組みとする。

6 他の自治体との相互利用について

近隣の状況を踏まえて検討する。